

改 正 後	現 行																												
<h2 style="margin: 0;">第 1 編 共通編</h2>	<h2 style="margin: 0;">第 1 編 共通編</h2>																												
<p>第 1 章 総則</p> <p>第 1 節 総則</p> <p>1-1-1 [略]</p> <p>1-1-2 用語の定義</p> <p>(1)～(25) [略]</p> <p>(26) <u>「連絡」とは、工事監督員と受注者または現場代理人の間で、工事監督員が受注者に対し、または受注者が工事監督員に対し、契約約款第 18 条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、Eメールなどの署名または押印が不要な手段により互いに知らせることをいう。</u></p> <p><u>なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。</u></p> <p><u>(27)～(35) [略]</u></p> <p>1-1-4 工程表</p> <p>受注者は、契約約款第 3 条に規定する<u>「工程表」を作成し、工事監督員を経由して発注者に提出しなければならない。</u></p> <p>1-1-5 施工計画書</p> <p>1. 受注者は、工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を工事監督員に提出しなければならない。</p> <p>受注者は、施工計画書を遵守し、工事の施工に当たらなければならない。この場合、受注者は、施工計画書に次の事項について記載しなければならない。また、工事監督員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、簡易な工事においては、工事監督員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">(1) 工事概要</td> <td style="width: 50%;">(8) 緊急時の体制 <u>及び対応</u></td> </tr> <tr> <td>(2) <u>計画</u>工程表</td> <td>(9) 交通管理</td> </tr> <tr> <td>(3) 現場組織表</td> <td>(10) 安全管理</td> </tr> <tr> <td>(4) 主要機械</td> <td>(11) 仮設備計画</td> </tr> <tr> <td>(5) 主要資材</td> <td>(12) 環境対策</td> </tr> <tr> <td>(6) 施工方法</td> <td>(13) <u>再生資源の利用の促進と建設副産物適正処理方法</u></td> </tr> <tr> <td>(7) 施工管理 <u>計画</u></td> <td>(14) その他</td> </tr> </table> <p>1-1-6 低入札価格調査対象工事の措置</p> <p>1. 施工体制台帳の提出及びそのヒアリング</p> <p>(1) 建設工事への低入札価格調査制度の導入について（平成 10 年 5 月 28 日付け香川県農政水産部長通知）に基づく価格を下回る価格で落札し契約締結した場合においては、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号。以下「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」という。）第 13 条第 1 項の規定にかかわらず建設業法第 24 条の 7 第 1 項の規定に準じて<u>施工体制台帳を作成し、工事監督員に提出しなければならない。</u></p> <p>(2) 前項 (1) の書類の提出に際して、その内容のヒアリングを<u>発注者</u>から求められたときは、受注者の支店長、営業所長等は応じなければならない。</p>	(1) 工事概要	(8) 緊急時の体制 <u>及び対応</u>	(2) <u>計画</u> 工程表	(9) 交通管理	(3) 現場組織表	(10) 安全管理	(4) 主要機械	(11) 仮設備計画	(5) 主要資材	(12) 環境対策	(6) 施工方法	(13) <u>再生資源の利用の促進と建設副産物適正処理方法</u>	(7) 施工管理 <u>計画</u>	(14) その他	<p>第 1 章 総則</p> <p>第 1 節 総則</p> <p>1-1-1 [略]</p> <p>1-1-2 用語の定義</p> <p>(1)～(25) [略]</p> <p><u>[新設]</u></p> <p><u>(26)～(34) [略]</u></p> <p>1-1-4 工程表</p> <p>受注者は、契約約款第 3 条に規定する<u>「工程表」を別に定める様式に基づき作成し、工事監督員に提出しなければならない。</u></p> <p>1-1-5 施工計画書</p> <p>1. 受注者は、工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を工事監督員に提出しなければならない。</p> <p>受注者は、施工計画書を遵守し、工事の施工に当たらなければならない。この場合、受注者は、施工計画書に次の事項について記載しなければならない。また、工事監督員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、簡易な工事においては、工事監督員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">(1) 工事概要</td> <td style="width: 50%;">(8) 緊急時の体制</td> </tr> <tr> <td>(2) <u>実施</u>工程表</td> <td>(9) 交通管理</td> </tr> <tr> <td>(3) 現場組織表</td> <td>(10) 安全管理</td> </tr> <tr> <td>(4) 主要機械</td> <td>(11) 仮設備計画</td> </tr> <tr> <td>(5) 主要資材</td> <td>(12) 環境対策</td> </tr> <tr> <td>(6) 施工方法</td> <td>(13) <u>再生資源の利用の促進</u></td> </tr> <tr> <td>(7) 施工管理</td> <td>(14) その他</td> </tr> </table> <p>1-1-6 低入札価格調査対象工事の措置</p> <p>1. 施工体制台帳の提出及びそのヒアリング</p> <p>(1) 建設工事への低入札価格調査制度の導入について（平成 10 年 5 月 28 日付け香川県農政水産部長通知）に基づく価格を下回る価格で落札し契約締結した場合においては、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号。以下「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」という。）第 13 条第 1 項の規定にかかわらず建設業法第 24 条の 7 第 1 項の規定に準じて<u>施工体制台帳を作成するものとし、事業（務）所長等に提出しなければならない。</u></p> <p>(2) 前項 (1) の書類の提出に際して、その内容のヒアリングを<u>事業（務）所長等</u>から求められたときは、受注者の支店長、営業所長等は応じなければならない。</p>	(1) 工事概要	(8) 緊急時の体制	(2) <u>実施</u> 工程表	(9) 交通管理	(3) 現場組織表	(10) 安全管理	(4) 主要機械	(11) 仮設備計画	(5) 主要資材	(12) 環境対策	(6) 施工方法	(13) <u>再生資源の利用の促進</u>	(7) 施工管理	(14) その他
(1) 工事概要	(8) 緊急時の体制 <u>及び対応</u>																												
(2) <u>計画</u> 工程表	(9) 交通管理																												
(3) 現場組織表	(10) 安全管理																												
(4) 主要機械	(11) 仮設備計画																												
(5) 主要資材	(12) 環境対策																												
(6) 施工方法	(13) <u>再生資源の利用の促進と建設副産物適正処理方法</u>																												
(7) 施工管理 <u>計画</u>	(14) その他																												
(1) 工事概要	(8) 緊急時の体制																												
(2) <u>実施</u> 工程表	(9) 交通管理																												
(3) 現場組織表	(10) 安全管理																												
(4) 主要機械	(11) 仮設備計画																												
(5) 主要資材	(12) 環境対策																												
(6) 施工方法	(13) <u>再生資源の利用の促進</u>																												
(7) 施工管理	(14) その他																												

農業土木工事共通仕様書の一部改正について

改 正 後	現 行
<p>2. [略]</p> <p>1-1-7 工事実績情報サービス（コリンズ）への登録</p> <p>1. [略]</p> <p>2. 受注者はコリンズに登録する工事実績情報について、事前に工事監督員の確認を受けてから手続きを行うとともに、登録時にJ A C I Cが発行する「登録内容確認書」の写しを登録後速やかに工事監督員に提出しなければならない。</p> <p>3. [略]</p> <p>1-1-8 ～ 1-1-18 [略]</p> <p>1-1-19 工期変更</p> <p>1. ～2. [略]</p> <p>3. 受注者は、契約約款第18条第5項に基づき工事内容の変更又は設計図書の訂正が行われた場合、事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付のうえ、<u>契約約款第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して工事監督員と協議しなければならない。</u></p> <p>4. 受注者は、契約約款第19条に基づく工事内容の変更又は契約約款第20条に基づく工事の全部若しくは一部の施工が一時中止となった場合、事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付のうえ、<u>契約約款第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して工事監督員と協議しなければならない。</u></p> <p>5. 受注者は、契約約款第21条に基づき工期の延長を求める場合、事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付のうえ、<u>契約約款第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して工事監督員と協議しなければならない。</u></p> <p>6. 受注者は、契約約款第22条第1項に基づき工期の短縮を求められた場合、事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付のうえ、<u>契約約款第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して工事監督員と協議しなければならない。</u></p> <p>1-1-20 支給材料及び貸与品</p> <p>1. [略]</p> <p>2. 受注者は、契約約款第15条第1項の規定に基づき工事材料の支給を受ける場合、材料の品名、数量、規格等を記した支給材料（又は貸与品）<u>請求書を作成し、その使用予定日の前日までに工事監督員を経由して発注者に提出しなければならない。</u></p> <p>3. 契約約款第15条第1項に規定する「引渡場所」、「引渡時期」及び「引渡方法」については、設計図書又は工事監督員の指示によるものとする。 なお、引渡終了後、契約約款第15条第3項の規定に基づき、<u>支給材料（又は貸与品）受領（又は借用）書を作成し、引渡の日から7日以内に工事監督員を経由して発注者に提出しなければならない。</u></p> <p>4. ～ 5. [略]</p> <p>6. 受注者は、契約約款第15条第9項に定める「不用となった支給材料又は貸与品」について、支給材料（又は貸与品）<u>返還書を作成し、工事監督員を経由して発注者に提出し、指示に従わなければならない。</u> なお、返還が完了するまで材料の損失に対する責任を免れることはできないものとする。</p>	<p>2. [略]</p> <p>1-1-7 工事実績情報サービス（コリンズ）への登録</p> <p>1. [略]</p> <p>2. <u>工事実績情報の登録等に必要となる費用は、受注者の負担とする。</u> <u>なお、</u>受注者はコリンズに登録する工事実績情報について、事前に工事監督員の確認を受けてから手続きを行うとともに、登録時にJ A C I Cが発行する「登録内容確認書」の写しを登録後速やかに工事監督員に提出しなければならない。</p> <p>3. [略]</p> <p>1-1-8 ～ 1-1-18 [略]</p> <p>1-1-19 工期変更</p> <p>1. ～2. [略]</p> <p>3. 受注者は、契約約款第18条第5項に基づき工事内容の変更又は設計図書の訂正が行われた場合、事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付のうえ、<u>協議開始日に工期変更の協議書を工事監督員に提出しなければならない。</u></p> <p>4. 受注者は、契約約款第19条に基づく工事内容の変更又は契約約款第20条に基づく工事の全部若しくは一部の施工が一時中止となった場合、事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付のうえ、<u>協議開始日に工期変更の協議書を工事監督員に提出しなければならない。</u></p> <p>5. 受注者は、契約約款第21条に基づき工期の延長を求める場合、事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付のうえ、<u>協議開始日に工期延長願を工事監督員に提出しなければならない。</u></p> <p>6. 受注者は、契約約款第22条第1項に基づき工期の短縮を求められた場合、事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付のうえ、<u>協議開始日に工期変更の協議書を工事監督員に提出しなければならない。</u></p> <p>1-1-20 支給材料及び貸与品</p> <p>1. [略]</p> <p>2. 受注者は、契約約款第15条第1項の規定に基づき工事材料の支給を受ける場合、材料の品名、数量、規格等を記した支給材料（又は貸与品）<u>請求書をその使用予定日の前日までに工事監督員に提出しなければならない。</u></p> <p>3. 契約約款第15条第1項に規定する「<u>引渡場所</u>」については、設計図書又は工事監督員の指示によるものとする。<u>引渡し場所からの積み込み、荷卸しを含む運搬に係る費用と責任は、受注者の負担とする。</u>なお、引渡終了後、契約約款第15条第3項の規定に基づき、<u>支給材料（又は貸与品）受領（又は借用）書を、引渡の日から7日以内に工事監督員に提出しなければならない。</u></p> <p>4. ～ 5. [略]</p> <p>6. 受注者は、契約約款第15条第9項に定める「不用となった支給材料又は貸与品」について、支給材料（又は貸与品）<u>返還書を工事監督員に提出し、指示に従わなければならない。</u> なお、返還が完了するまで材料の損失に対する責任を免れることはできないものとする。 <u>また、返還に要する費用は、受注者の負担とする。</u></p>

農業土木工事共通仕様書の一部改正について

改 正 後	現 行
<p>1-1-21 ~ 1-1-23 [略]</p> <p>1-1-24 工事材料の品質</p> <p>1. [略]</p> <p>2. 受注者は、工事に使用する材料の品質を証明する資料を受注者の責任において整備、保管し、工事監督員又は工事検査員から請求があった場合、速やかに提示するとともに、<u>設計図書で提出を定められているものについては、工事監督員へ提出しなければならない。</u></p> <p>また、設計図書において事前に工事監督員の承諾を得なければならない材料の使用に当たり、その外観及び品質証明書等を照合、確認した後、工事監督員に提出して承諾を得るものとする。</p> <p>1-1-25 ~ 1-1-27 [略]</p> <p>1-1-28 工事完成検査</p> <p>1. 受注者は、契約約款第32条第1項の完成通知書を作成し、<u>工事監督員を経由して発注者に提出しなければならない。</u>なお、提出する際に、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなくてはならない。</p> <p>1-1-29 ~ 1-1-42 [略]</p> <p>1-1-43 官公庁への手続き等</p> <p>1. ~3. [略]</p> <p>4. 受注者は、地方公共団体、地域住民等と工事の施工上必要な交渉を行う場合、自らの責任において行うものとする。 受注者は、交渉に先立ち、工事監督員に事前連絡のうえ、これらの交渉に当たり、誠意をもって対応しなければならない。</p> <p>5. ~7. [略]</p> <p>1-1-44 施工時期及び施工時間の変更</p> <p>1. 受注者は、設計図書に施工時期が定められていない場合で、官公庁の休日又は夜間に作業を行う場合、事前に理由を付した休日等作業届を作成し、<u>工事監督員に提出しなければならない。</u></p> <p>1-1-45 ~ 1-1-46 [略]</p> <p>1-1-47 工事特性への対応状況の報告</p> <p><u>1. 受注者は、工事の施工に関し、工事特性を踏まえ特に必要と認めて実施した事項、創意工夫を図った事項、地域社会への貢献を図った事項その他契約図書に定められた事項以外の事項であって、特に報告すべきものがある場合には、別に定める様式に基づき作成し、工事完成時までにこれらを工事監督員に報告することができる。</u></p> <p><u>2. なお、本報告事項については、工事成績評定の参考とする。</u></p> <p>1-1-48 ~ 1-1-49 [略]</p> <p>1-1-50 保険の付保及び事故の補償</p> <p>1. ~2. [略]</p> <p>3. 受注者は、建設業退職金共済制度に加入し、<u>その発注者用掛金収納書を別に定める様式に基づき作成し、</u>工事請負契約締結後1箇月以内及び工事完了後速やかに<u>工事監督員を経由して発注者に</u>提出しなければならない。</p>	<p>1-1-21 ~ 1-1-23 [略]</p> <p>1-1-24 工事材料の品質</p> <p>1. [略]</p> <p>2. 受注者は、工事に使用する材料の品質を証明する資料を受注者の責任において整備、保管し、工事監督員から請求があった場合、速やかに提出するとともに、<u>検査時に提出しなければならない。</u></p> <p>また、設計図書において事前に工事監督員の承諾を得なければならない材料の使用に当たり、その外観及び品質証明書等を照合、確認した後、工事監督員に提出して承諾を得るものとする。</p> <p>1-1-25 ~ 1-1-27 [略]</p> <p>1-1-28 工事完成検査</p> <p>1. 受注者は、契約約款第32条第1項の完成通知書を提出する際に、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなくてはならない。</p> <p>1-1-29 ~ 1-1-42 [略]</p> <p>1-1-43 官公庁への手続き等</p> <p>1. ~3. [略]</p> <p>4. 受注者は、地方公共団体、地域住民等と工事の施工上必要な交渉を行う場合、自らの責任において行うものとする。 受注者は、交渉に先立ち、工事監督員に事前報告のうえ、これらの交渉に当たり、誠意をもって対応しなければならない。</p> <p>5. ~7. [略]</p> <p>1-1-44 施工時期及び施工時間の変更</p> <p>1. 受注者は、設計図書に施工時期が定められていない場合で、官公庁の休日又は夜間に作業を行う場合、事前に理由を付した書面を工事監督員に提出しなければならない。</p> <p>1-1-45 ~ 1-1-46 [略]</p> <p>1-1-47 創意工夫</p> <p><u>受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完成時までに工事監督員の指示する所定の様式により、工事監督員へ提出することができる。</u></p> <p>1-1-48 ~ 1-1-49 [略]</p> <p>1-1-50 保険の付保及び事故の補償</p> <p>1. ~2. [略]</p> <p>3. 受注者は、建設業退職金共済制度に加入し、<u>その発注者用掛金収納書を</u>工事請負契約締結後1箇月以内及び工事完了後速やかに<u>発注者へ</u>提出しなければならない。</p>

農業土木工事共通仕様書の一部改正について

改 正 後	現 行
<p>1-1-51 [略]</p> <p>第2章 [略]</p> <p>第3章 施工共通事項</p> <p>第1節～第6節 [略]</p> <p>3-7-1～3-7-1 [略]</p> <p>3-7-3 配合</p> <p>1. [略]</p> <p>2. 受注者は、計画配合を現場配合に直す場合に、骨材の表面水量試験及びふるい分け試験に基づき行わなければならない。</p> <p>3. 受注者は、使用する材料を変更し、又は計画配合の修正が必要と認められた場合、計画配合表を作成して工事監督員に提出し、承諾を得るものとする。</p> <p>3-7-4～3-7-6 [略]</p> <p>3-7-3 塩化物含有量の限度</p> <p>1. コンクリート中の塩化物含有量は、コンクリート中に含まれる塩化物イオンの総量で表すものとする。</p> <p>2. 練り混ぜ時におけるコンクリート中の全塩化物量は、原則として、0.30kg/m³以下とする。</p> <p>ただし、鉄筋コンクリート部材、ポストテンション方式のプレストレストコンクリート部材（シース内のグラウトを除く）及び用心鉄筋を有する無筋コンクリートの場合で、塩化物量の少ない材料の入手が著しく困難な場合、全塩化物量の許容値を0.60 kg/m³以下とすることができる。</p> <p>この場合、工事着手前に工事監督員の承諾を得るものとする。</p> <p>3-7-8～3-7-10 [略]</p> <p>3-7-11 養生</p> <p>1. 受注者は、コンクリートの打込み後、硬化に必要な温度及び湿潤状態に保ち、有害な作用の影響を受けないように、養生しなければならない。</p> <p>2. 受注者は、コンクリートの露出面は、表面を荒らさないで作業ができる程度に硬化した後に少なくとも次表の期間は常に湿潤養生を行わなければならない。</p> <p>3-7-12 雑目</p> <p>1. [略]</p> <p>2. 受注者は、硬化したコンクリートに新たにコンクリートを打継ぐ場合、打設前に、硬化したコンクリートの表面のレイタンス、ゆるんだ骨材粒、品質の悪いコンクリート等を完全に取り除き、コンクリート表面を粗にした後、十分に吸水させ、型枠を締直しセメントペーの基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。</p> <p>3-7-13～3-7-14 [略]</p>	<p>1-1-51 [略]</p> <p>第2章 [略]</p> <p>第3章 施工共通事項</p> <p>第1節～第6節 [略]</p> <p>3-7-1～3-7-1 [略]</p> <p>3-7-3 配合</p> <p>1. [略]</p> <p>2. 受注者は、示方配合を現場配合に直す場合に、骨材の表面水量試験及びふるい分け試験に基づき行わなければならない。</p> <p>3. 受注者は、使用する材料を変更し、又は示方配合の修正が必要と認められた場合、示方配合表を作成して工事監督員に提出し、承諾を得るものとする。</p> <p>3-7-4～3-7-6 [略]</p> <p>3-7-3 塩化物含有量の限度</p> <p>1. コンクリート中の塩化物含有量は、コンクリート中に含まれる塩化物イオンの総量で表すものとする。</p> <p>2. 練り混ぜ時におけるコンクリート中の全塩化物イオン量は、原則として、0.30kg/m³以下とする。</p> <p>ただし、鉄筋コンクリート部材、ポストテンション方式のプレストレストコンクリート部材（シース内のグラウトを除く）及び用心鉄筋を有する無筋コンクリートの場合で、塩化物イオン量の少ない材料の入手が著しく困難な場合、全塩化物イオン量の許容値を0.60 kg/m³以下とすることができる。</p> <p>この場合、工事着手前に工事監督員の承諾を得るものとする。</p> <p>3-7-8～3-7-10 [略]</p> <p>3-7-11 養生</p> <p>1. 受注者は、コンクリートの打込み後、硬化に必要な温度及び湿度条件を保ち、有害な作用の影響を受けないように、養生しなければならない。</p> <p>2. 受注者は、コンクリートの露出面を養生用マット、ぬらした布等でこれを覆うか、又は散水、湛水を行い、少なくとも次表の期間は常に湿潤状態を保たなければならない。</p> <p>3-7-12 雑目</p> <p>1. [略]</p> <p>2. 受注者は、硬化したコンクリートに新たにコンクリートを打継ぐ場合、打設前に、硬化したコンクリートの表面のレイタンス、ゆるんだ骨材粒、品質の悪いコンクリート等を完全に取り除き、十分に吸水させた後、型枠を締直しセメントペーを塗るか、又はコンクリの基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。</p> <p>3-7-13～3-7-14 [略]</p>

農業土木工事共通仕様書の一部改正について

改 正 後	現 行
<p>第8節 型枠及び支保 3-8-1 [略]</p> <p>3-8-2 型 枠 1. ～2. [略] 3. 受注者は、型枠を締付けるに当たり、ボルト又は棒鋼を用いなければならない。また、外周をバンド等で締付ける場合、その構造、施工手順等を施工計画書に記載しなければならない。 なお、これらの締付け金物を型枠取り外し後、コンクリート表面（コンクリート表面から 2.5cm の間にあるボルト、棒鋼等を含む）に残してはならない。</p> <p>第9節 鉄筋 3-9-1 [略]</p> <p>3-9-2 鉄筋の加工 1. [略] 2. 受注者は、鉄筋を設計図書に示す位置に配置し、コンクリートを打つときに動かないように組立用鉄筋を用いるなどして堅固に組立てなければならない。 また、鉄筋の交点の要所を、直径0.8 mm以上の焼なまし鉄線、又は適切なクリップで緊結しなければならない。<u>使用した焼きなまし鉄線またはクリップはかぶり内に残してはならない。</u> 3. 受注者は、鉄筋のかぶりについて設計図書に示す値としなければならない。 なお、設計図書に示されていない場合は、コンクリート標準示方書の規定によらなければならない。 また、鉄筋のかぶりとは、コンクリート表面から最も外側に配置される鉄筋の最外面までの最短距離をいい、設計上のコンクリート表面から主鉄筋の中心までの距離とは異なる。</p> <p>3-9-3 [略]</p> <p>第10節 ～ 第21節 [略]</p>	<p>第8節 型枠及び支保 3-8-1 [略]</p> <p>3-8-2 型 枠 1. ～2. [略] 3. 受注者は、型枠を締付けるに当たり、ボルト又は棒鋼を用いなければならない。また、外周をバンド等で締付ける場合、その構造、施工手順等を施工計画書に記載しなければならない。 なお、これらの締付け材を型枠取り外し後、コンクリート表面（コンクリート表面から 2.5cm の間にあるボルト、棒鋼等を含む）に残してはならない。</p> <p>第9節 鉄筋 3-9-1 [略]</p> <p>3-9-2 鉄筋の加工 1. [略] 2. 受注者は、鉄筋を設計図書に示す位置に配置し、コンクリートを打つときに動かないように組立用鉄筋を用いるなどして堅固に組立てなければならない。 また、鉄筋の交点の要所を、直径0.8 mm以上の焼なまし鉄線、又は適切なクリップで緊結しなければならない。 3. 受注者は、鉄筋のかぶりについて設計図書に示す値としなければならない。 なお、設計図書に示されていない場合は、コンクリート標準示方書の規定によらなければならない。 また、鉄筋のかぶりとは、コンクリート表面から鉄筋までの最短距離をいい、設計上のコンクリート表面から主鉄筋の中心までの距離とは異なる。</p> <p>3-9-3 [略]</p> <p>第10節 ～ 第21節 [略]</p>

改 正 後	現 行
<h2>第2編 工事別編</h2>	<h2>第2編 工事別編</h2>
<p>第1章～第2章 [略]</p> <p>第7章 管水路工事</p> <p>第1節 [略]</p> <p>第2節 一般事項</p> <p>7-2-1 適用すべき諸基準</p> <p>適用すべき諸基準については、第1編3-2-1適用すべき諸基準の規定によるもののほか、次の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。</p> <p>(1)～(10) [略]</p> <p><u>(11) WSP A-101-2005 (追補：砕石埋戻し施工要領)</u></p> <p><u>(12)～(26) [略]</u></p> <p>7-2-2 [略]</p> <p>第3節～第18節 [略]</p> <p>第8章～第11章 [略]</p> <p>第12章 PC橋工事</p> <p>第1節～第4節 [略]</p> <p>第5節 舗装工</p> <p>12-5-1 橋面防水工</p> <p>1.～3. (略)</p> <p>4. 受注者は、橋面防水工の施工に当たり、<u>道路橋床版防水便覧(公社)</u> 日本道路協会の規定によらなければならない。</p> <p>12-5-2 [略]</p> <p>12-5-3 グースアスファルト舗装工</p> <p>1.～5. [略]</p> <p>6. 接着剤の塗布に当たり、以下の各規定によらなければならない。</p> <p>(1) 受注者は、接着剤に<u>ゴムアスファルト系接着剤</u>の溶剤型を使用しなければならない。</p> <p>(2) 接着剤の規格は<u>表12-5-1(1)、12-5-1(2)及び12-5-1(3)</u>を満足するものでなければならない。</p>	<p>第1章～第2章 [略]</p> <p>第7章 管水路工事</p> <p>第1節 [略]</p> <p>第2節 一般事項</p> <p>7-2-1 適用すべき諸基準</p> <p>適用すべき諸基準については、第1編3-2-1適用すべき諸基準の規定によるもののほか、次の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。</p> <p>(1)～(10) [略]</p> <p><u>[新設]</u></p> <p><u>(11)～(25) [略]</u></p> <p>7-2-2 [略]</p> <p>第3節～第18節 [略]</p> <p>第8章～第11章 [略]</p> <p>第12章 PC橋工事</p> <p>第1節～第4節 [略]</p> <p>第5節 舗装工</p> <p>12-5-1 橋面防水工</p> <p>1.～3. (略)</p> <p>4. 受注者は、橋面防水工の施工に当たり、<u>道路橋鉄筋コンクリート床版防水層設計・施工資料(社)</u> 日本道路協会の規定によらなければならない。</p> <p>12-5-2 [略]</p> <p>12-5-3 グースアスファルト舗装工</p> <p>1.～5. [略]</p> <p>6. 接着剤の塗布に当たり、以下の各規定によらなければならない。</p> <p>(1) 受注者は、接着剤に<u>瀝青、ゴム系接着剤</u>の溶剤型を使用しなければならない。</p> <p>(2) 接着剤の規格は<u>表12-5-1</u>を満足するものでなければならない。</p>

農業土木工事共通仕様書の一部改正について

改 正 後	現 行																																																						
<p><u>表 12-5-1(1) 接着剤の規格（鋼床版用）</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項 目</th> <th>規格値</th> <th rowspan="2">試験方法</th> </tr> <tr> <th>ゴムアスファルト系</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>不揮発分 (%)</td> <td>50 以上</td> <td>JIS K 6833-1,2</td> </tr> <tr> <td>粘度 (25℃) [Poise(Pa・s)]</td> <td>5(0.5)以下</td> <td>JIS K 6833-1,2</td> </tr> <tr> <td>指触乾燥時間 (分)</td> <td>90 以下</td> <td>JIS K 5600</td> </tr> <tr> <td>低温風曲げ試験 (-10℃、3cm)</td> <td>合格</td> <td>JIS K 5600</td> </tr> <tr> <td>基盤目試験 (点)</td> <td>10</td> <td>JIS K 5600</td> </tr> <tr> <td>耐湿試験後の基盤目試験 (点)</td> <td>8 以上</td> <td>JIS K 5664</td> </tr> <tr> <td>塩水暴露試験後の基盤目試験 (点)</td> <td>8 以上</td> <td>JIS K 5664</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 基盤目試験の判定点は (財) 日本塗料検査協会「塗膜の評価基準」の標準判定写真による。</p>	項 目	規格値	試験方法	ゴムアスファルト系	不揮発分 (%)	50 以上	JIS K 6833-1,2	粘度 (25℃) [Poise(Pa・s)]	5(0.5)以下	JIS K 6833-1,2	指触乾燥時間 (分)	90 以下	JIS K 5600	低温風曲げ試験 (-10℃、3cm)	合格	JIS K 5600	基盤目試験 (点)	10	JIS K 5600	耐湿試験後の基盤目試験 (点)	8 以上	JIS K 5664	塩水暴露試験後の基盤目試験 (点)	8 以上	JIS K 5664	<p><u>[新設]</u></p>																													
項 目		規格値		試験方法																																																			
	ゴムアスファルト系																																																						
不揮発分 (%)	50 以上	JIS K 6833-1,2																																																					
粘度 (25℃) [Poise(Pa・s)]	5(0.5)以下	JIS K 6833-1,2																																																					
指触乾燥時間 (分)	90 以下	JIS K 5600																																																					
低温風曲げ試験 (-10℃、3cm)	合格	JIS K 5600																																																					
基盤目試験 (点)	10	JIS K 5600																																																					
耐湿試験後の基盤目試験 (点)	8 以上	JIS K 5664																																																					
塩水暴露試験後の基盤目試験 (点)	8 以上	JIS K 5664																																																					
<p><u>表 12-5-1(2) 接着剤の規格（コンクリート床版用）</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項 目</th> <th rowspan="2">アスファルト系 (ゴム入り) 溶剤型</th> <th colspan="2">ゴム系溶剤型</th> <th rowspan="2">試験方法</th> </tr> <tr> <th>1次プライマー</th> <th>2次プライマ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指触乾燥時間 (20℃)</td> <td>60 分以内</td> <td>30 分以内</td> <td>60 分以内</td> <td>JIS K 5600-1 ※1</td> </tr> <tr> <td>不揮発分 (%)</td> <td>20 以上</td> <td>10 以上</td> <td>25 以上</td> <td>JIS K 6833-1,2 ※2</td> </tr> <tr> <td>作業性</td> <td colspan="3">塗り作業に支障のないこと</td> <td>JIS K 5600-1 ※1</td> </tr> <tr> <td>耐久性</td> <td colspan="3">5日間で異常のないこと</td> <td>JIS K 5600-1 ※1</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) ※1 適用する床版の種類に応じた下地材を使用すること。(例：コンクリート床版の場合はコンクリートブロック又はモルタルピースとし、鋼床版の場合は鋼板を使用する。) ※2 試験方法は、JIS K 6833-1,2、JIS K 6387-1,2などを参考に実施する。</p>	項 目	アスファルト系 (ゴム入り) 溶剤型	ゴム系溶剤型		試験方法	1次プライマー	2次プライマ	指触乾燥時間 (20℃)	60 分以内	30 分以内	60 分以内	JIS K 5600-1 ※1	不揮発分 (%)	20 以上	10 以上	25 以上	JIS K 6833-1,2 ※2	作業性	塗り作業に支障のないこと			JIS K 5600-1 ※1	耐久性	5日間で異常のないこと			JIS K 5600-1 ※1	<p><u>表 12-5-1 接着剤の規格（コンクリート床版用）</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項 目</th> <th rowspan="2">アスファルト系 (ゴム入り) 溶剤型</th> <th colspan="2">ゴム系溶剤型</th> <th rowspan="2">試験方法</th> </tr> <tr> <th>1次プライマー</th> <th>2次プライマ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指触乾燥時間 (20℃)</td> <td>60 分以内</td> <td>30 分以内</td> <td>60 分以内</td> <td>JIS K 5600-1-1 JIS K 5600-8-6</td> </tr> <tr> <td>不揮発分 (%)</td> <td>20 分以上</td> <td>10 分以上</td> <td>25 分以上</td> <td>JIS K 6833-1</td> </tr> <tr> <td>作業性</td> <td colspan="3">塗り作業に支障のないこと</td> <td>JIS K 5600-1-1 JIS K 5600-8-6</td> </tr> <tr> <td>耐久性</td> <td colspan="3">5日間で異常のないこと</td> <td>JIS K 5600-1-1 JIS K 5600-8-6</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	アスファルト系 (ゴム入り) 溶剤型	ゴム系溶剤型		試験方法	1次プライマー	2次プライマ	指触乾燥時間 (20℃)	60 分以内	30 分以内	60 分以内	JIS K 5600-1-1 JIS K 5600-8-6	不揮発分 (%)	20 分以上	10 分以上	25 分以上	JIS K 6833-1	作業性	塗り作業に支障のないこと			JIS K 5600-1-1 JIS K 5600-8-6	耐久性	5日間で異常のないこと			JIS K 5600-1-1 JIS K 5600-8-6
項 目			アスファルト系 (ゴム入り) 溶剤型	ゴム系溶剤型		試験方法																																																	
	1次プライマー	2次プライマ																																																					
指触乾燥時間 (20℃)	60 分以内	30 分以内	60 分以内	JIS K 5600-1 ※1																																																			
不揮発分 (%)	20 以上	10 以上	25 以上	JIS K 6833-1,2 ※2																																																			
作業性	塗り作業に支障のないこと			JIS K 5600-1 ※1																																																			
耐久性	5日間で異常のないこと			JIS K 5600-1 ※1																																																			
項 目	アスファルト系 (ゴム入り) 溶剤型	ゴム系溶剤型		試験方法																																																			
		1次プライマー	2次プライマ																																																				
指触乾燥時間 (20℃)	60 分以内	30 分以内	60 分以内	JIS K 5600-1-1 JIS K 5600-8-6																																																			
不揮発分 (%)	20 分以上	10 分以上	25 分以上	JIS K 6833-1																																																			
作業性	塗り作業に支障のないこと			JIS K 5600-1-1 JIS K 5600-8-6																																																			
耐久性	5日間で異常のないこと			JIS K 5600-1-1 JIS K 5600-8-6																																																			

農業土木工事共通仕様書の一部改正について

改 正 後	現 行																																																																					
<p style="text-align: center;">表 12-5-1(3) シート系床版防水層（流し貼り型、加熱溶着型、常温粘着型）プライマーの品質</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>溶剤型</th> <th>水密性</th> <th>水性型</th> <th>試験方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指触乾燥時間 (23℃)</td> <td>60 分以内</td> <td>30 分以内</td> <td>60 分以内</td> <td>JIS K 5600-1 ※1</td> </tr> <tr> <td>不揮発分 (%)</td> <td>20 以上</td> <td>50 以上</td> <td>35 以上</td> <td>JIS K 6833-1,2 ※2</td> </tr> <tr> <td>作業性</td> <td colspan="3">塗り作業に支障のないこと</td> <td>JIS K 5600-1 ※1</td> </tr> <tr> <td>耐久性</td> <td colspan="3">5 日間で異常のないこと</td> <td>JIS K 5600-1 ※1</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) ※1 適用する床版の種類に応じた下地材を使用すること。 ※2 試験方法は、JIS K 6833-1,2、JIS K 6387-1,2 などを参考に実施する。 (注2) 塗膜系床版防水層（アスファルト加熱型）のプライマーは上表の品質による。</p> <p>(3) 受注者は、火気を厳禁し、鋼床版面にハケ、ローラーバケ等を用いて、接着剤を0.3~0.4 kg/m^2の割合でむらのないようにならぬように塗布しなければならない。一層目は0.15~0.2 kg/m^2を塗布し、この層を約3時間乾燥させた後、一層目の上に同じ要領によって二層目を塗布しなければならない。</p> <p>(4) ~ (5) 略</p> <p>7. 略</p> <p>8. 受注者は、グースアスファルトの示方配合を、次の規定によるものとする。 (1) 骨材の標準粒度範囲は表 12-5-2 に適合するものとする。</p> <p style="text-align: center;">表 12-5-2 骨材の標準粒度範囲</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ふるい目の開き</th> <th>通過質量百分率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>19.0mm</td><td>100</td></tr> <tr><td>13.2mm</td><td>95~100</td></tr> <tr><td>4.75mm</td><td>65~85</td></tr> <tr><td>2.36mm</td><td>45~62</td></tr> <tr><td>600μm</td><td>35~50</td></tr> <tr><td>300μm</td><td>28~42</td></tr> <tr><td>150μm</td><td>25~34</td></tr> <tr><td>75μm</td><td>20~27</td></tr> </tbody> </table> <p>(2) アスファルトの標準混合量の規格は表 12-5-3 に適合するものとする。</p> <p style="text-align: center;">表 12-5-3 アスファルトの標準混合量</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>混合物全量に対する百分率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アスファルト量</td> <td>7 ~ 10</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	溶剤型	水密性	水性型	試験方法	指触乾燥時間 (23℃)	60 分以内	30 分以内	60 分以内	JIS K 5600-1 ※1	不揮発分 (%)	20 以上	50 以上	35 以上	JIS K 6833-1,2 ※2	作業性	塗り作業に支障のないこと			JIS K 5600-1 ※1	耐久性	5 日間で異常のないこと			JIS K 5600-1 ※1	ふるい目の開き	通過質量百分率	19.0mm	100	13.2mm	95~100	4.75mm	65~85	2.36mm	45~62	600 μm	35~50	300 μm	28~42	150 μm	25~34	75 μm	20~27		混合物全量に対する百分率 (%)	アスファルト量	7 ~ 10	<p style="text-align: center;">[新設]</p> <p>(3) 受注者は、火気を厳禁し、鋼床版面にハケ、ローラーバケ等を用いて、接着剤を0.3~0.4 kg/m^2の割合でむらのないようにならぬように塗布しなければならない。この層を約3時間乾燥させた後、再びその上に同じ要領によって0.2 kg/m^2の割合で塗布しなければならない。</p> <p>(4) ~ (5) 略</p> <p>7. 略</p> <p>8. 受注者は、グースアスファルトの示方配合を、次の規定によるものとする。 (1) 骨材の標準粒度範囲は表 12-5-2 に適合するものとする。</p> <p style="text-align: center;">表 12-5-2 骨材の標準粒度範囲</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ふるい目の開き</th> <th>通過質量百分率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>19.0mm</td><td>100</td></tr> <tr><td>13.2mm</td><td>95~100</td></tr> <tr><td>4.75mm</td><td>65~85</td></tr> <tr><td>2.36mm</td><td>45~62</td></tr> <tr><td>600μm</td><td>35~50</td></tr> <tr><td>300μm</td><td>28~34</td></tr> <tr><td>150μm</td><td>25~34</td></tr> <tr><td>75μm</td><td>20~27</td></tr> </tbody> </table> <p>(2) アスファルトの標準混合量の規格は表 12-5-3 に適合するものとする。</p> <p style="text-align: center;">表 12-5-3 アスファルトの標準混合量</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>合物全量に対する百分率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アスファルト量</td> <td>7 ~ 10</td> </tr> </tbody> </table>	ふるい目の開き	通過質量百分率	19.0mm	100	13.2mm	95~100	4.75mm	65~85	2.36mm	45~62	600 μm	35~50	300 μm	28~34	150 μm	25~34	75 μm	20~27		合物全量に対する百分率 (%)	アスファルト量	7 ~ 10
項 目	溶剤型	水密性	水性型	試験方法																																																																		
指触乾燥時間 (23℃)	60 分以内	30 分以内	60 分以内	JIS K 5600-1 ※1																																																																		
不揮発分 (%)	20 以上	50 以上	35 以上	JIS K 6833-1,2 ※2																																																																		
作業性	塗り作業に支障のないこと			JIS K 5600-1 ※1																																																																		
耐久性	5 日間で異常のないこと			JIS K 5600-1 ※1																																																																		
ふるい目の開き	通過質量百分率																																																																					
19.0mm	100																																																																					
13.2mm	95~100																																																																					
4.75mm	65~85																																																																					
2.36mm	45~62																																																																					
600 μm	35~50																																																																					
300 μm	28~42																																																																					
150 μm	25~34																																																																					
75 μm	20~27																																																																					
	混合物全量に対する百分率 (%)																																																																					
アスファルト量	7 ~ 10																																																																					
ふるい目の開き	通過質量百分率																																																																					
19.0mm	100																																																																					
13.2mm	95~100																																																																					
4.75mm	65~85																																																																					
2.36mm	45~62																																																																					
600 μm	35~50																																																																					
300 μm	28~34																																																																					
150 μm	25~34																																																																					
75 μm	20~27																																																																					
	合物全量に対する百分率 (%)																																																																					
アスファルト量	7 ~ 10																																																																					

農業土木工事共通仕様書の一部改正について

改 正 後	現 行																																								
<p>(3) 〔略〕</p> <p>9. 受注者は、設計アスファルト量の決定について、次の規定によらなければならない。</p> <p>(1) 示方配合されたグースアスファルト混合物は表 12-5-4 の基準値を満足するものでなければならない。</p> <p style="text-align: center;">表 12-5-4 グースアスファルトの基準値</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>基 準 値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>流動性試験、リュエル流動性 (240℃) sec</td> <td style="text-align: center;">3~20</td> </tr> <tr> <td>貫入量試験、貫入量 (40℃)、52.5kg/5cm²、30分)mm</td> <td style="text-align: center;">表層 1~4 基層 1~6</td> </tr> <tr> <td>ホイットラッキング試験、動的安定度 (60℃、6.4kg/cm²) 回/mm</td> <td style="text-align: center;">300 以上</td> </tr> <tr> <td>曲げ試験、破断ひずみ(-10℃、50mm/min)</td> <td style="text-align: center;">8.0×10⁻³ 以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 試験方法は、「舗装調査・試験法便覧」を参照する。</p> <p>(2) ~ (5) 〔略〕</p> <p>10. ~ 12. 〔略〕</p> <p>13. 受注者は、目地工の施工に当たり、次の規定によらなければならない。</p> <p>(1) ~ (2) 〔略〕</p> <p>(3) 成型目地材はそれを溶融して試験した時、注入目地材は、表 12-5-6 の規格を満足するものでなければならない。</p> <p style="text-align: center;">表 12-5-6 目地材の規格</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>規 格 値</th> <th>試 験 法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>針入度 (円錐針) (mm)</td> <td style="text-align: center;">〔略〕</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">舗装調査・試験法便覧</td> </tr> <tr> <td>流 れ (mm)</td> <td style="text-align: center;">〔略〕</td> </tr> <tr> <td>引張量 (mm)</td> <td style="text-align: center;">〔略〕</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">削る</p> <p>(4) ~ (6) 〔略〕</p> <p>12-5-4 〔略〕</p> <p>第6節 〔略〕</p> <p>第13章 〔略〕</p> <p>第14章 頭首工工事</p> <p>第1節 ~ 第8節 〔略〕</p>	項 目	基 準 値	流動性試験、リュエル流動性 (240℃) sec	3~20	貫入量試験、貫入量 (40℃)、52.5kg/5cm ² 、30分)mm	表層 1~4 基層 1~6	ホイットラッキング試験、動的安定度 (60℃、6.4kg/cm ²) 回/mm	300 以上	曲げ試験、破断ひずみ(-10℃、50mm/min)	8.0×10 ⁻³ 以上	項 目	規 格 値	試 験 法	針入度 (円錐針) (mm)	〔略〕	舗装調査・試験法便覧	流 れ (mm)	〔略〕	引張量 (mm)	〔略〕	<p>(3) 〔略〕</p> <p>9. 受注者は、設計アスファルト量の決定について、次の規定によらなければならない。</p> <p>(1) 示方配合されたグースアスファルト混合物は表 12-5-4 の基準値を満足するものでなければならない。</p> <p style="text-align: center;">表 12-5-4 グースアスファルトの基準値</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>基 準 値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>流動性試験、リュエル流動性 (240℃) sec</td> <td style="text-align: center;">20 以下</td> </tr> <tr> <td>貫入量試験、貫入量 (40℃)、52.5kg/5cm²、30分)mm</td> <td style="text-align: center;">1~4 [新設]</td> </tr> <tr> <td>ホイットラッキング試験、動的安定度 (60℃、6.4kg/cm²) 回/mm</td> <td style="text-align: center;">300 以上</td> </tr> <tr> <td>曲げ試験、破断ひずみ(-10℃、50mm/min)</td> <td style="text-align: center;">8.0×10⁻³ 以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 試験方法は、「舗装試験法便覧」を参照する。</p> <p>(2) ~ (5) 〔略〕</p> <p>10. ~ 12. 〔略〕</p> <p>13. 受注者は、目地工の施工に当たり、次の規定によらなければならない。</p> <p>(1) ~ (2) 〔略〕</p> <p>(3) 成型目地材はそれを溶融して試験した時、注入目地材は、表 12-5-6 の規格を満足するものでなければならない。</p> <p style="text-align: center;">表 12-5-6 目地材の規格</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>規 格 値</th> <th>試 験 法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>針入度 (円錐針) (mm)</td> <td style="text-align: center;">〔略〕</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">舗装試験法便覧</td> </tr> <tr> <td>流 れ (mm)</td> <td style="text-align: center;">〔略〕</td> </tr> <tr> <td>引張量 (mm)</td> <td style="text-align: center;">〔略〕</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">注) 試験方法は、「セメントコンクリート舗装要綱」を参照する。</p> <p>(4) ~ (6) 〔略〕</p> <p>12-5-4 〔略〕</p> <p>第6節 〔略〕</p> <p>第13章 〔略〕</p> <p>第14章 頭首工工事</p> <p>第1節 ~ 第8節 〔略〕</p>	項 目	基 準 値	流動性試験、リュエル流動性 (240℃) sec	20 以下	貫入量試験、貫入量 (40℃)、52.5kg/5cm ² 、30分)mm	1~4 [新設]	ホイットラッキング試験、動的安定度 (60℃、6.4kg/cm ²) 回/mm	300 以上	曲げ試験、破断ひずみ(-10℃、50mm/min)	8.0×10 ⁻³ 以上	項 目	規 格 値	試 験 法	針入度 (円錐針) (mm)	〔略〕	舗装試験法便覧	流 れ (mm)	〔略〕	引張量 (mm)	〔略〕
項 目	基 準 値																																								
流動性試験、リュエル流動性 (240℃) sec	3~20																																								
貫入量試験、貫入量 (40℃)、52.5kg/5cm ² 、30分)mm	表層 1~4 基層 1~6																																								
ホイットラッキング試験、動的安定度 (60℃、6.4kg/cm ²) 回/mm	300 以上																																								
曲げ試験、破断ひずみ(-10℃、50mm/min)	8.0×10 ⁻³ 以上																																								
項 目	規 格 値	試 験 法																																							
針入度 (円錐針) (mm)	〔略〕	舗装調査・試験法便覧																																							
流 れ (mm)	〔略〕																																								
引張量 (mm)	〔略〕																																								
項 目	基 準 値																																								
流動性試験、リュエル流動性 (240℃) sec	20 以下																																								
貫入量試験、貫入量 (40℃)、52.5kg/5cm ² 、30分)mm	1~4 [新設]																																								
ホイットラッキング試験、動的安定度 (60℃、6.4kg/cm ²) 回/mm	300 以上																																								
曲げ試験、破断ひずみ(-10℃、50mm/min)	8.0×10 ⁻³ 以上																																								
項 目	規 格 値	試 験 法																																							
針入度 (円錐針) (mm)	〔略〕	舗装試験法便覧																																							
流 れ (mm)	〔略〕																																								
引張量 (mm)	〔略〕																																								

農業土木工事共通仕様書の一部改正について

改 正 後	現 行																																																										
<p>第9節 管理橋上部工 14-9-1 ~ 14-9-4 [略]</p> <p>14-9-5 プレキャストブロック桁組立工 1. [略] 2. (1) [略]</p> <p style="text-align: center;">表 14-9-1 エポキシ樹脂系接着剤の標準品質規格</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品質項目</th> <th>単位</th> <th>品質規格</th> <th>試験温度</th> <th>養生条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">未硬化接着剤</td> <td>外観</td> <td>[略]</td> <td rowspan="4">春秋用 20±2℃ 夏用 30±2℃ 冬用 10±2℃</td> <td rowspan="4">[略]</td> </tr> <tr> <td>粘度</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>可使時間</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>だれ最小厚さ</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">硬化した接着剤</td> <td>比重</td> <td>[略]</td> <td rowspan="5">[略]</td> <td rowspan="5">[略]</td> </tr> <tr> <td>引張強さ</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>圧縮強さ</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>引張強さ</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>接着強さ</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) [略]</p> <p>14-9-6 ~ 14-9-12 [略]</p> <p>第15章 ~ 第21章 [略]</p> <p>参考01 <u>香川県工事請負契約約款</u>、仕様書等に基づく提出様式 参考02 [略] [削る]</p> <p>引用文献 1. 土木工事共通仕様書 (平成26年4月) 農林水産省農村振興局整備部設計課 2. 土木工事共通仕様書 (平成25年7月) 香川県土木部</p>	品質項目	単位	品質規格	試験温度	養生条件	未硬化接着剤	外観	[略]	春秋用 20±2℃ 夏用 30±2℃ 冬用 10±2℃	[略]	粘度	[略]	可使時間	[略]	だれ最小厚さ	[略]	硬化した接着剤	比重	[略]	[略]	[略]	引張強さ	[略]	圧縮強さ	[略]	引張強さ	[略]	接着強さ	[略]	<p>第9節 管理橋上部工 14-9-1 ~ 14-9-4 [略]</p> <p>14-9-5 プレキャストブロック桁組立工 1. [略] 2. (1) [略]</p> <p style="text-align: center;">表 14-9-1 エポキシ樹脂系接着剤の標準品質規格</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品質項目</th> <th>単位</th> <th>品質規格</th> <th>試験温度</th> <th>養生条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">未硬化接着剤</td> <td>外観</td> <td>[略]</td> <td rowspan="4">春秋用 20±2℃ 夏用 30±2℃ 冬用 30±2℃</td> <td rowspan="4">[略]</td> </tr> <tr> <td>粘度</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>可使時間</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>だれ最小厚さ</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">硬化した接着剤</td> <td>比重</td> <td>[略]</td> <td rowspan="5">[略]</td> <td rowspan="5">[略]</td> </tr> <tr> <td>引張強さ</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>圧縮強さ</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>引張強さ</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>接着強さ</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) [略]</p> <p>14-9-6 ~ 14-9-12 [略]</p> <p>第15章 ~ 第21章 [略]</p> <p>参考01 農業土木工事共通仕様書に基づく提出様式 参考02 [略] 参考03 <u>契約に係る提出書類の書式</u></p> <p>引用文献 1. 土木工事共通仕様書 (平成25年3月) 農林水産省農村振興局整備部設計課 2. 土木工事共通仕様書 (平成25年7月) 香川県土木部</p>	品質項目	単位	品質規格	試験温度	養生条件	未硬化接着剤	外観	[略]	春秋用 20±2℃ 夏用 30±2℃ 冬用 30±2℃	[略]	粘度	[略]	可使時間	[略]	だれ最小厚さ	[略]	硬化した接着剤	比重	[略]	[略]	[略]	引張強さ	[略]	圧縮強さ	[略]	引張強さ	[略]	接着強さ	[略]
品質項目	単位	品質規格	試験温度	養生条件																																																							
未硬化接着剤	外観	[略]	春秋用 20±2℃ 夏用 30±2℃ 冬用 10±2℃	[略]																																																							
	粘度	[略]																																																									
	可使時間	[略]																																																									
	だれ最小厚さ	[略]																																																									
硬化した接着剤	比重	[略]	[略]	[略]																																																							
	引張強さ	[略]																																																									
	圧縮強さ	[略]																																																									
	引張強さ	[略]																																																									
	接着強さ	[略]																																																									
品質項目	単位	品質規格	試験温度	養生条件																																																							
未硬化接着剤	外観	[略]	春秋用 20±2℃ 夏用 30±2℃ 冬用 30±2℃	[略]																																																							
	粘度	[略]																																																									
	可使時間	[略]																																																									
	だれ最小厚さ	[略]																																																									
硬化した接着剤	比重	[略]	[略]	[略]																																																							
	引張強さ	[略]																																																									
	圧縮強さ	[略]																																																									
	引張強さ	[略]																																																									
	接着強さ	[略]																																																									

農業土木工事共通仕様書の一部改正について

改正後

参考01 香川県工事請負契約約款、仕様書等に基づく提出様式

- ・再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画 ～ 材料確認書 [略]
- ・工事関係書類一覧表

工事関係書類一覧表

No.1

作成時期	種別	No.	書類名称	書類作成の根拠	書類の位置付け					備考 (様式等)
					作成者		提出先		提示	
					発注者	受注者	工事監督員	契約担当者	受注者保管	
工事着手前	契約書類	契約書	工事請負契約書(第6号)	執行規則第26条第2項	○					HP様式掲載
			工事請負変更契約書(第7号)	契約約款	○					
		設計図書	工事共通仕様書		○					
			特記仕様書		○					
			工事数量表		○					
			図面		○					
	契約関係書類		課税・免税事業者届出書	消費税法第9条第1項		○		○		HP様式掲載
			建設業退職金共済制度掛金収納書	共通仕様書第1編1-1-50の3 特記仕様書 8.		○	○			HP様式掲載、共通仕様書 参考01
			中間前金選択届出書			○				
			現場代理人及び主任技術者等通知書			○		○		HP様式掲載
			現場代理人及び技術者選任(変更)通知書	契約約款第10条第1項		○		○		
			工事経歴書	契約約款第10条関係		○		○		HP様式掲載
			委任権限除外通知書	契約約款第10条第4項		○		○		
			工程表	契約約款第3条第1項 共通仕様書第1編1-1-4		○		○		HP様式掲載
			下請通知書			○		○		HP様式掲載
			下請変更通知書	契約約款第7条第1項		○		○		
			県外下請理由書(参考様式)	契約約款第7条第2項		○		○		HP様式掲載
			建設業退職金共済制度証紙受払簿	平成11年3月31日付11地第269号 「建設業退職金共済制度の普及徹底について」の5		○			○	
			請求書(前払金)	契約約款第35条第1項		○		○		HP様式掲載
	工事書類	施工計画	施工計画書 県外品の使用理由	共通仕様書第1編1-1-5の1 契約約款第13条の2、特記仕様書 4.		○	○			
設計図書の照査確認資料 (契約約款18条第1項1～5号に該当する事実があった場合)			共通仕様書第1編1-1-3の2		○	○				
設計図書の照査確認資料 (契約約款18条第1項1～5号に該当する事実がない場合)					○	○				

※本表は一般的な関係書類を整理したものであり、本表に記載されていないものを含め、作成に当たっては、発注者の確認を得るものとする。

現行

参考01 農業土木工事共通仕様書に基づく提出様式

- ・再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画 ～ 材料確認書 [略]
- ・工事関係書類一覧表 **[新設]**

農業土木工事共通仕様書の一部改正について

改正後

No.2

作成時期	種別	No.	工事関係書類		書類の位置付け				備考 (様式等)	
			書類名称	書類作成の根拠	作成者		提出先			提示
					発注者	受注者	工事監督員	契約担当者		
工 事 着 手 前	工事書類	施工計画	工事測量結果(測量標及び多角点設置)	共通仕様書第1編1-1-45の1		○	○			
			工事測量結果(設計図書との差異がある場合)			○	○			
			工事測量結果(設計図書との差異がない場合)			○				
	施工体制		施工体制台帳	共通仕様書第1編1-1-14の1 特記仕様書 6.		○	○		様式：共通仕様書 参考01	
			施工体系図	共通仕様書第1編1-1-14の2 特記仕様書 5.		○	○		様式：共通仕様書 参考01	
	その他		工事監督員の選任(変更)通知	契約約款第9条第1項 執行規則第30条第2項	○				受注者への通知	
			コリンズ登録内容確認書	共通仕様書第1編1-1-7の2		○	○			
			再生資源利用計画書	共通仕様書第1編1-1-22の4		○	○		様式：建設リサイクル法第11条	
			再生資源利用促進計画書	共通仕様書第1編1-1-22の5		○	○		様式：建設リサイクル法第11条	
			「廃棄物処理計画」	特記仕様書 37.		○				
			「建設廃棄物処理委託契約書」の写し	特記仕様書 38.		○				
			建設リサイクル法に基づく契約書(別紙)	建設リサイクル法第13条第1項		○		○		
			建設リサイクル法に基づく説明書	建設リサイクル法第12条第1項		○		○	HP様式掲載	
施 工 中	中間前払金		中間前払金承認請求書	契約約款第34条第4項		○		○	HP様式掲載	
			請求書(中間前払金)	契約約款第34条第3項 執行規則第36条第3項		○		○	HP様式掲載	
	完済部分検査		部分竣工通知書	契約約款第39条第1項(第32条第1項)		○		○	HP様式掲載	
			(指定部分)引渡書	契約約款第39条第1項(第32条第4項)		○		○	HP様式掲載	
			請求書(指定部分支払)	契約約款第38条第1項(第33条第1項)		○		○	HP様式掲載	
	既済部分検査		既済部分出来高明細書	契約約款第38条第2項		○		○		
			出来形部分確認申請書	契約約款第38条第2項		○		○	HP様式掲載	
			既済部分出来高明細書	契約約款第38条第2項		○		○		
	修補		請求書(第 回部分払金)	契約約款第38条第5項		○		○	HP様式掲載	
			修補完了通知書	契約約款第32条第6項		○		○	HP様式掲載	
工期変更		工期変更	契約約款第21条		○		○			
		工期変更協議	共通仕様書第1編1-1-19の3~6		○	○				

現 行

[新設]

農業土木工事共通仕様書の一部改正について

改正後

No.3

工事関係書類				書類の位置付け			備考 (様式等)		
作成 時期	種別	No.	書類名称	作成者		提出先		提示	
				発注者	受注者	工事 監督員			契約 担当者
施工中	契約関係書類	支給材料	支給材料請求書、貸与品請求書	共通仕様書第1編1-1-20の2			○		
		貸与品	支給材料受領書、貸与品借用書	契約約款第15条第3項 共通仕様書第1編1-1-20の3			○		
			支給材料返還書、貸与品返還書	契約約款第15条第9項 共通仕様書第1編1-1-20の6			○		
		その他	部分使用同意書	契約約款第34条第1項 共通仕様書第1編1-1-32		○		HP様式掲載	
			工事現場発生材報告書	共通仕様書第1編1-1-21			○		
	工事書類	施工管理		打合簿(協議)	共通仕様書第1編1-1-2の19		○	○	
				打合簿(承諾)	共通仕様書第1編1-1-2の20		○	○	
				打合簿(指示)	共通仕様書第1編1-1-2の21		○		HP様式掲載、情報共有システム、 共通仕様書 参考01
				打合簿(提出)	共通仕様書第1編1-1-2の22			○	
				打合簿(報告)	共通仕様書第1編1-1-2の24			○	
				打合簿(通知)	共通仕様書第1編1-1-2の25		○		
				関係機関との手続き書類(許可等の写し)	共通仕様書第1編1-1-43の3			○	
				関係機関との交渉記録(交渉内容報告)	共通仕様書第1編1-1-43の7			○	
				立会願	共通仕様書第1編1-1-25の1			○	
				材料確認申請書	契約約款第13条第3項 共通仕様書第1編2-1-3			○	HP様式掲載、情報共有システム、 共通仕様書 参考01
			施工段階確認 ・段階確認書	特記仕様書(施工段階)25.2)①			○	HP様式掲載、情報共有システム、特記仕様書	
			・施工段階確認簿 ・施工段階確認記録	特記仕様書(施工段階)25.2)④,⑥			○	特記仕様書	
			材料承諾	共通仕様書第2編2-1-2			○		
			休日等作業届	共通仕様書第1編1-1-44の1			○		
		安全管理		安全・訓練等実施状況報告書	共通仕様書第1編1-1-34の10(3) 特記仕様書 36.			○	工事日報にも記載
			事故報告書	共通仕様書第1編1-1-38			○	HP様式掲載、共通仕様書 参考01	
	工程管理		工事履行報告書	契約約款第11条 共通仕様書第1編1-1-32			○	HP様式掲載、共通仕様書 参考01	
	検査		出来形図 出来形数量内訳書	共通仕様書第1編1-1-29の2 中間検査実施基準			○		
		その他	図面及び数量計算書等	特記仕様書 23.			○	設計図書の内容変更時(工事監督員の指示による)	
			交通誘導員実績集計表	特記仕様書 32.3)			○		
			廃棄物管理票(マニフェスト)	共通仕様書第1編1-1-22の2			○		
		搬出帳票(建設発生土)	共通仕様書第1編1-1-22の2			○			

現 行

[新設]

農業土木工事共通仕様書の一部改正について

改正後

No.4

作成時期	種別	No.	工事関係書類		書類の位置付け					備考 (様式等)
			書類名称	書類作成の根拠	作成者		提出先			
					発注者	受注者	工事監督員	契約担当者	受注者保管	
工事完成時	契約関係書類		竣工通知書	契約約款第32条第1項		○		○		HP様式掲載
			修補完了通知書	契約約款第32条第1項、第6項		○				HP様式掲載
			軽微な手直し完了報告書	工事検査要綱第10条第2項						HP様式掲載
			工事合格通知書	契約約款第32条第2項	○					
			引渡書	契約約款第32条第4項		○		○		HP様式掲載
			請求書(完成払金)	契約約款第33条第1項		○		○		HP様式掲載
	工事書類		出来形管理図表	共通仕様書第1編1-1-30の1 特記仕様書 20.		○	○			
			出来形数量	共通仕様書第1編1-1-26の2 特記仕様書 15.		○	○			
			出来形図	共通仕様書第1編1-1-26の3 特記仕様書 15.		○	○			
			品質管理図表	共通仕様書第1編1-1-30の1 特記仕様書 15.		○	○			
			工事材料品質証明書	共通仕様書第1編1-1-24の2 特記仕様書 15.		○	○			
			実工程表	特記仕様書 15.		○	○			
			工事写真	共通仕様書第1編1-1-28の1(3) 共通仕様書第1編1-1-30の1 特記仕様書 15.		○	○			
			工事日報	契約約款第14条第3項 特記仕様書 15.		○	○			HP様式掲載
			建設業退職金共済制度掛金収納書	共通仕様書第1編1-1-50の3 特記仕様書 8.		○	○			HP様式掲載
			排出ガス対策型建設機械写真	共通仕様書第1編1-1-39の5		○	○			
			創意工夫・社会性等に関する実施状況	共通仕様書第1編1-1-47 特記仕様書 21.		○	○			HP様式掲載 (工事完了の10日前までに提出)
			工事完成図 工事完成図書	共通仕様書第1編1-1-27 特記仕様書 49.		○	○			
			電子納品	共通仕様書第1編1-1-37の1 特記仕様書 49.		○	○			
		その他		建設廃棄物処理実績集計表報告書	建設リサイクル法第18条第1項		○	○		
	再生資源利用計画書 (実施書) 様式1		共通仕様書第1編1-1-22の6、1-1-23 特記仕様書 37、40.		○	○			HP様式掲載、共通仕様書 参考01 (様式：建設リサイクル法第11条)	
	再生資源利用促進計画書 (実施書) 様式2		共通仕様書第1編1-1-22の6、1-1-23 特記仕様書 37、40.		○	○			HP様式掲載、共通仕様書 参考01 (様式：建設リサイクル法第11条)	
	建設副産物実態調査 様式3				○				HP様式掲載	
	溶融スラグ使用実績簿		特記仕様書 14.		○	○			HP様式掲載	

※ 執行規則：香川県建設工事執行規則 契約約款：香川県工事請負契約約款 共通仕様書：農業土木工事共通仕様書
 特記仕様書：農政水産部特記仕様書(工事) 工事検査要綱：香川県建設工事検査要綱 建設リサイクル法：建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律

現 行

[新設]